

電子納品運用ガイドライン（案）  
（業務編）

平成15年12月

長崎県農林部農村整備課



# 1 電子納品運用ガイドライン（案）の取り扱い

電子納品運用ガイドライン（案）（以下、「本案」という。）は、平成16年1月から設計業務等における試行的に開始する電子納品に対応するために、当面の措置として作成したものである。

本案は、業務における電子納品を実施するための特記仕様書記載例や請負者との事前協議の内容、さらに、書類検査方法など電子納品を実施するために必要な措置を盛り込んだものである。

## 2 電子納品の定義と実施計画

### 2-1 電子納品の定義

「電子納品」の定義は以下のとおりとする。

電子納品とは、調査・測量・設計等の各業務の最終成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領（案）に示されたフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

受注者は、CD-R、MO等の電子媒体に最終成果物となりうる電子データを、各種電子納品要領（案）に示されているフォルダ構成で提出する。

各種電子納品要領（案）とは、下記の要領をいう。

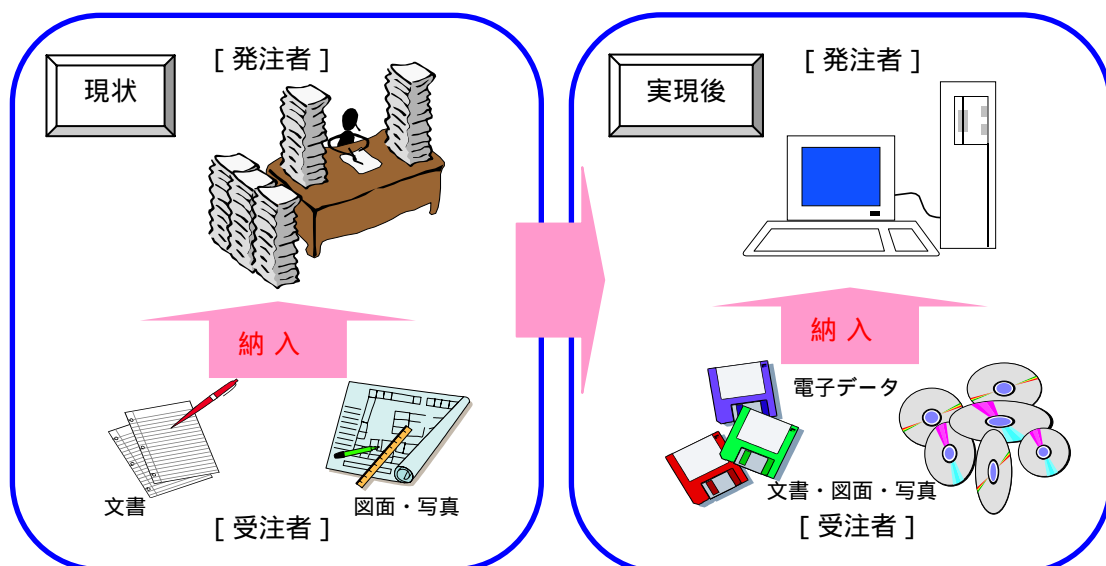
- 設計業務等の電子納品要領（案）
- 電子化図面データの作成要領（案）

### 2-2 電子納品の実施計画

平成 15 年 12 月以降に契約する業務を対象に報告書本文、図面、写真等の成果物を電子データにより提出する電子納品を開始する。今後、要領等を制定次第、工事にも導入を行うものとする。

電子納品の実施により、以下の効果が期待される。

- 資料授受が容易となり、保管場所の削減が可能となる。  
(省スペース・省資源化)
- 情報検索が迅速化されるとともに、データの再利用が容易となる。  
(業務の効率化)
- データ共有による伝達ミスの低減が図られる。(品質の向上)



### 3 対応（実施）方法

#### 3-1 協議・指示事項

電子納品の実施にあたって、発注者と受注者が事前に行う協議・指示事項を以下に示す。

（受注者への指示事項）

- 電子媒体の決定

「設計業務等の電子納品要領（案）」では、電子媒体を「MOまたは、CD-R」としているが、電子納品の試行にあたっては、CD-Rでの納品を指示すること。

（平成13年度の電子納品では、提出された成果物の非改ざん性を担保するための電子署名が利用できないため、こうした措置を実施する）

- 原本性の確保のための指示

提出された電子データの原本性を証明する文書を納品時に受注者に提出させるよう指示すること。

- 「紙」による納品の指示 / 電子納品する範囲の決定

現状では電子化が難しい資料（カタログ等）や、打合せ簿等の捺印が必要な書類については、従来どおりの「紙」による提出を指示すること。

- 使用するソフトウェアの確認

電子データの交換に先立ち、受発注者双方の電子データ作成環境を確認する。

「電子化ガイドライン(案)」 1.1. システム環境の確認を参照のこと

（例）

分類  
納品対象  
作成者  
ソフトウェア

報告書

報告書本文

受注者

・ワークシート

利用データの作成は Microsoft Word を使用し、データ保存時はバージョン で保存するこ

## 3 - 2 特記仕様書の記載

電子納品の実施に必要な事項を特記仕様書に記載するための記載例を以下に示す。

(設計業務等の例)

### 第 章 成果物

(成果物)

#### 第 - 条

本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、業務の最終成果物を「設計業務等の電子納品要領(案)」に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで納品することをいう。

なお、書面における署名又は捺印の取り扱い等については、別途監督職員と協議するものとする。

(成果物の提出)

#### 第 - 条

成果物は、「設計業務等の電子納品要領(案)」に基づいて作成した電子データを電子媒体で正副2部提出するほか、下記のとおりとする。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1. 電子納品する最終成果物の出力 | 1 部 (市販のファイル綴じで可) |
| 2. 図面原図           | 1 式               |

(図面の提出)

#### 第 - 条

図面を作成する場合は、「電子化図面データの作成要領(案)」に基づいて作成するものとする。

### 3-3 電子署名について

これまでの業務では、受注者と発注者が同一の書面にそれぞれ捺印することで、改ざんの防止や当事者間の認証を確保してきたが、書面の電子データ化に伴ってこれに代わる措置として電子署名の導入を行う。

平成15年度において電子署名の導入は、制度面、技術面ともに難しいため、暫定措置として、以下のとおりとする。

- 電子納品の媒体をCD-Rのみを利用する。
- 受発注者相互に内容を確認した上、CD-Rのラベルに直接署名又は捺印を行うものとする。(別紙-1)
- 受注者は、電子データの内容の原本性を証明するために別に定める様式(電子媒体納品書)に署名・捺印の上、電子媒体とともに提出するものとする。

(別紙-2)

### 3 - 4 成果物の検査について

電子納品された成果物の検査は、発注者が電子データで検査することを原則とするが、検査を効率的に行うための当面の措置を以下のとおりとする。

- 電子納品の試行にあたっては、要領(案)未策定のものや電子化が困難なものは紙で納品されるため、成果物に紙と電子データが混在することとなる。したがって、電子納品された書類でも、保存された「電子データと全く同一の印刷物」を準備して書類検査を実施することも可とする。
- 電子データにより検査を行う成果物の範囲は、検査を効率的に行う観点から、受発注者間の協議により取り決めるものとする。
- 成果物の検査を行うための準備(パソコン等)は、原則として発注者が行う。

### 3 - 5 電子納品にかかる費用について

電子納品の試行にあたっては、当面の間は電子データの作成に必要な費用は計上しないものとする。今後、歩掛調査等により実態を把握した上で検討を行うこととする。

### 3 - 6 共通仕様書について

共通仕様書、各種規程等の改定(電子納品への対応)時期までは、電子納品実施のために必要な措置を特記仕様書で対応する(3 - 2 特記仕様書の記述参照)。



## CD-R ラベル記載例

TECRIS 登録番号：

平成××年度 事業  
実施設計業務報告書（ / ）  
平成 年 月

主任監督職員	管理技術者
印	印

発注者：長崎県 事務所  
請負者： コンサルタンツ

ウイルスチェックに関する情報 ウイルス対策ソフト名： ウイルス定義： 年 月 日版 チェック年月日： 年 月 日
---

別紙 2  
様 式

## 電 子 媒 体 納 品 書

殿

請負者 (住 所)

(氏 名)

管理技術者氏名(自署)

印

下記のとおり電子媒体を納品します。なお、電子媒体に保存されている電子データは、原本と相違ないことを証明します。

記

業 務 名				TECRIS 登録番号	
電子媒体の種類	規 格	単 位	数 量	作 成 年 月	備 考